

国立大学法人京都大学監事監査規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(文部科学大臣への報告)</p> <p>第17条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長へ報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(重要な会議への出席)</p> <p>第19条 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、<u>総長選考会議</u>その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(文部科学大臣への報告)</p> <p>第17条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長 (<u>当該役員が総長である場合にあつては、総長及び総長選考・監察会議</u>) へ報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>(重要な会議への出席)</p> <p>第19条 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、<u>総長選考・監察会議</u>その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>